

巻頭言

平素から海難審判行政に対するご理解とご支援をいただき、ありがとうございます。

海難審判制度は、古くは明治9年に海員審問制度が設けられたことに始まり、明治30年に海員懲戒法が施行され、その後、昭和23年に海難審判法が施行されるに至り、以来、平成20年の改正を経て、60数年が経過しました。その間、厳正な手続きによる調査及び審判を行うことにより海難の発生防止に取り組むという姿勢は一貫して変わっておりません。

四方を海に囲まれ、資源の乏しい我が国では、物流において船による輸送手段は欠かせないものであり、その安全性の確保は重要な課題であります。海難は依然として発生し続けており、当所の役割は、従来にも増して重要になってきております。

海難審判では、海難が海技士等の故意又は過失によって発生したものであるときは、海難を発生させた海技士等に対し、裁決をもって懲戒を行うこととしています。裁決では、複数の海難原因の中から海難の発生防止に最も有効である懲戒の理由となる原因や過失行為の内容など、海難の発生防止に役立つ情報や教訓が記載されております。

今後も裁決を通じて、海難の発生防止に寄与していくことが大事であり、全力で任務を遂行する所存です。

「平成26年版レポート 海難審判」では、平成25年中に発生した海難の発生状況や裁決について取りまとめ、また、その裁決の中から、海事関係者の方々に参考になると思われる事例を航法別、船種別にそれぞれ詳しく紹介しております。また、コラムでは、関係者の利便性等を考慮した「テレビ会議の方法による調査と審判」について掲載しております。

本誌を通じて、海難防止と、海難審判行政に対する皆様のご理解を一層深めていただければ幸いです。

平成26年12月 海難審判所長